

宇治市第 7 次行政改革大綱

平成 3 0 年 2 月

宇 治 市

はじめに

本市における行政改革は、昭和61年に「宇治市行政改革大綱」を策定して以来、順次取組を実施しており、第6次行政改革では、新たに質の向上の視点を取り入れるなど時代に即して推進し、一定の成果を挙げてきたところです。

このような中、本市を取り巻く環境は、日本全体の傾向と同じく、人口減少が現実のものとなり、今後においても人口減少・少子高齢社会の一層の進展が予測されるとともに、財政状況は、歳入においては市税収入等の増加が見込みにくい状況である一方で、社会保障関係経費の増大や人口急増期に建設した公共施設等の老朽化への対応など、歳出の増加が懸念される中で、経常収支比率が高い状況や今後4年間の財政見通しにおいて大幅な歳出超過が見込まれるなど、これまで以上に厳しい行財政運営が見込まれます。一方で、社会環境の変化等に伴う行政需要は多様化・高度化しており、これらへの的確な対応も求められています。

そのような状況においても、多様化・高度化する市民ニーズに的確に応え、質の高い市民サービスを提供し、持続的に発展する魅力あるまちを構築するためには、健全財政を維持し、持続可能な将来を見据えた行財政運営が今まで以上に求められており、不断の行政改革に徹底して取り組むことがより一層重要となります。

したがって、これまでの行政改革における取組の成果・課題を踏まえ、今後の行政改革の推進にあたり、宇治市行政改革審議会に宇治市第7次行政改革に関する方策について諮問を行う中で、4回の審議を経て、平成29年12月5日に答申をいただきました。この答申を十分に踏まえ、今後の行政改革で取り組む内容を基本施策や具体的な方策として取りまとめ、第7次行政改革大綱を策定し、職員一丸となって行政改革の取組を推進するものです。

目次

第1章 行政改革の背景.....	1
1. これまでの取組	1
2. 宇治市を取り巻く環境	2
3. 行政改革の必要性.....	5
第2章 第7次行政改革の基本方針	6
1. 基本指針	6
2. 計画の期間.....	6
3. 第6次行政改革における課題への対応.....	6
4. 第7次行政改革の基本施策	7
第3章 第7次行政改革の施策体系	8
1. 施策体系	8
2. 取組概要	9
第4章 第7次行政改革の推進.....	17
1. 実施計画の策定	17
2. 推進体制	17
参考資料.....	18
1. 第7次行政改革大綱等の主な策定経過.....	18
2. 宇治市行政改革審議会設置条例.....	19
3. 宇治市行政改革審議会委員名簿.....	21

第1章 行政改革の背景

1. これまでの取組

本市の行政改革は、国の「地方公共団体における行政改革推進の方針（地方行革大綱）」の策定を受け、昭和61年に第1次行政改革を策定して以降、順次実施しており、現在は平成25年度から平成29年度までを実施期間とした第6次行政改革に取り組み、「行政経営の品質向上」をはじめ、「組織・行財政運営の効率化」、「民間活力の活用と協働によるまちづくり」を基本施策として、新たに質の向上の視点を取り入れるなど時代の変化に即して取組を推進しています。

◇これまでの行政改革

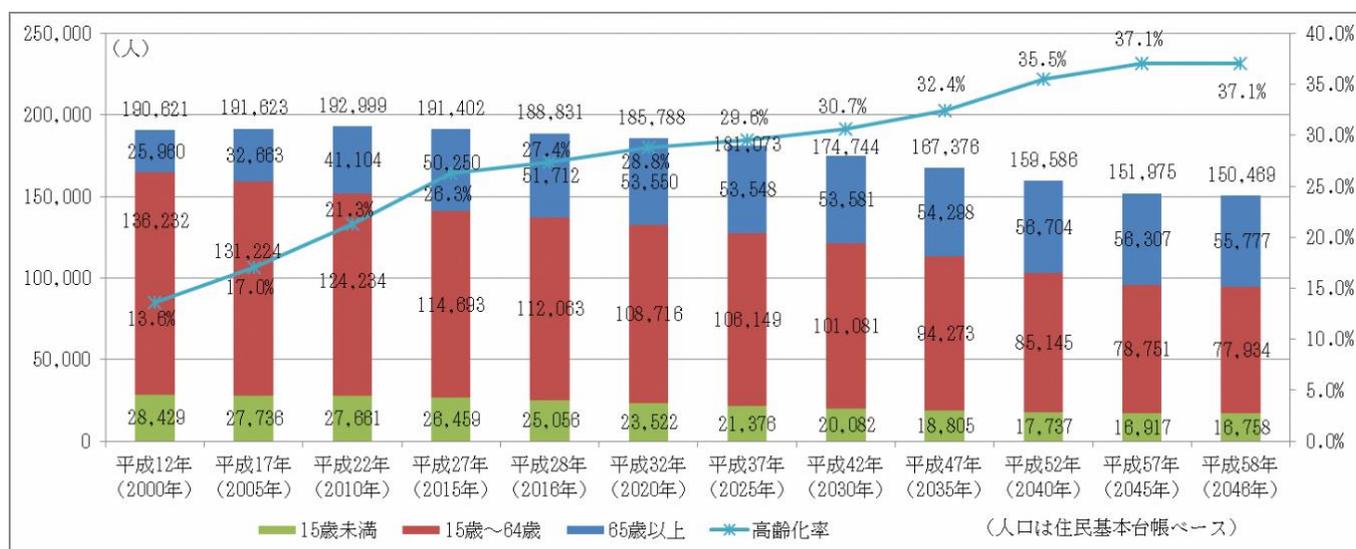
	計画期間等																				
第1次行政改革	昭和61年度～63年度																				
第2次行政改革	平成5年度～9年度																				
第3次行政改革	平成10年度～14年度																				
第4次行政改革	平成15年度～19年度																				
第5次行政改革	平成20年度～24年度																				
第6次行政改革	平成25年度～29年度 <div style="margin-left: 20px;">◇基本施策等</div> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>基本施策</th> <th>項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">行政経営の品質向上</td> <td>市民サービスの品質向上</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援の推進</td> </tr> <tr> <td>公金収納手法の見直し</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">組織・行財政運営の効率化</td> <td>職員の意識改革・マネジメント能力向上</td> </tr> <tr> <td>組織改革の推進</td> </tr> <tr> <td>給与等の適正管理</td> </tr> <tr> <td>市税等の収入率の向上</td> </tr> <tr> <td>健全な行財政運営の堅持</td> </tr> <tr> <td>入札制度の充実</td> </tr> <tr> <td>公社等の経営健全化</td> </tr> <tr> <td>事務の品質向上</td> </tr> <tr> <td>市有財産の有効活用</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">民間活力の活用と協働によるまちづくり</td> <td>民営化・民間委託化の推進</td> </tr> <tr> <td>公の施設の適正な管理</td> </tr> <tr> <td>市民・NPO・大学等と行政との協働の推進</td> </tr> </tbody> </table>	基本施策	項目名	行政経営の品質向上	市民サービスの品質向上	子ども・子育て支援の推進	公金収納手法の見直し	組織・行財政運営の効率化	職員の意識改革・マネジメント能力向上	組織改革の推進	給与等の適正管理	市税等の収入率の向上	健全な行財政運営の堅持	入札制度の充実	公社等の経営健全化	事務の品質向上	市有財産の有効活用	民間活力の活用と協働によるまちづくり	民営化・民間委託化の推進	公の施設の適正な管理	市民・NPO・大学等と行政との協働の推進
基本施策	項目名																				
行政経営の品質向上	市民サービスの品質向上																				
	子ども・子育て支援の推進																				
	公金収納手法の見直し																				
組織・行財政運営の効率化	職員の意識改革・マネジメント能力向上																				
	組織改革の推進																				
	給与等の適正管理																				
	市税等の収入率の向上																				
	健全な行財政運営の堅持																				
	入札制度の充実																				
	公社等の経営健全化																				
	事務の品質向上																				
市有財産の有効活用																					
民間活力の活用と協働によるまちづくり	民営化・民間委託化の推進																				
	公の施設の適正な管理																				
	市民・NPO・大学等と行政との協働の推進																				

2. 宇治市を取り巻く環境

(1) 人口減少・少子高齢社会の進展

本市においては、平成27年度に策定した人口ビジョンにより目標とする人口を定め、人口減少への歯止めに向けて地方創生の取組を積極的に進めていますが、そのような中においても、人口減少・少子高齢社会の進展が見込まれており、生産年齢人口の減少・高齢者人口割合の高まりなど人口構造の変化も見込まれ、市民ニーズが多様化・高度化し、幅広い視点での対応が求められています。

【人口推移と将来人口の推計】



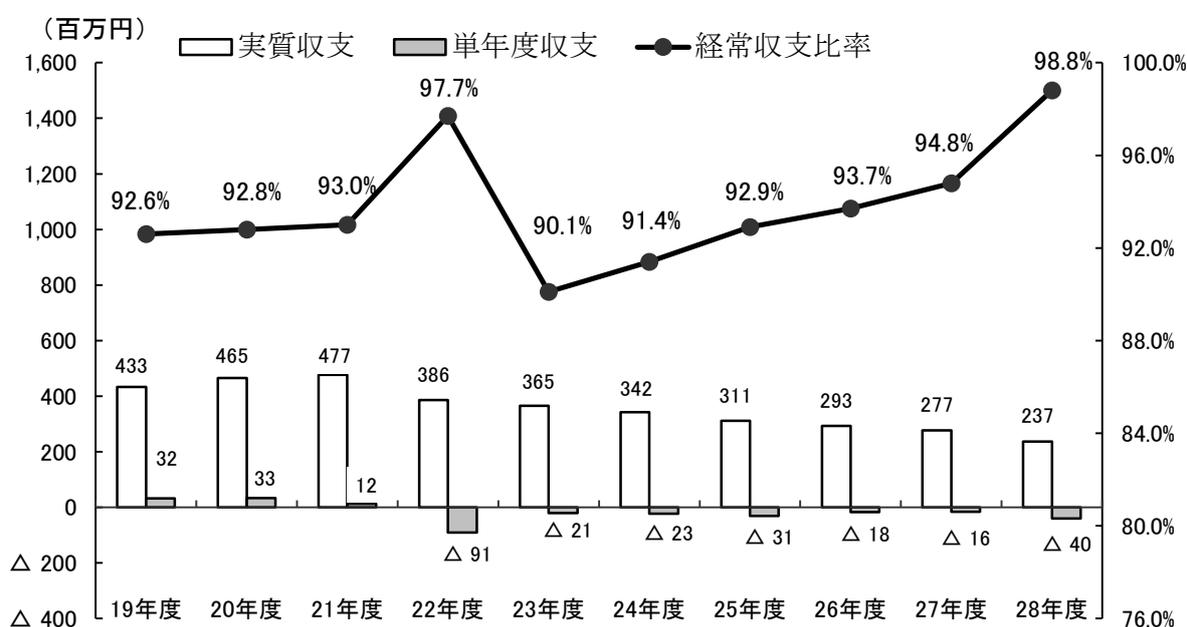
(出典) 宇治市公共施設等総合管理計画

(3) 厳しい財政状況

本市の財政状況は、平成28年度の市税収入が減収となったほか、地方交付税等の大幅な減収に加え、義務的経費等の増加により、財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度から4.0ポイント増の98.8%となる高い数値となっており、財政構造の硬直化はより一層進んでいるとともに、今後4年間の財政見通しでは大幅な歳出超過（約85億円の収支不足）となっており、ますます厳しい財政状況が見込まれます。

したがいまして、将来を見越した取組を今から進め、信頼される都市経営のまちを目指すことが重要であり、健全かつ持続可能な財政運営に努める必要があります。

【経常収支比率】



(出典) 平成28年度宇治市普通会計決算概要

< 経常収支比率とは >

毎年度経常的に入ってくる歳入に対して、毎年度経常的に支払う歳出がどれくらいの割合かを示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられます。

都市にあたっては75%が妥当と考えられています。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{毎年度、経常的に支出が必要な歳出}}{\text{毎年度、経常的に入ってくる歳入}} \times 100\%$$

< 経常収支比率増加の要因 >

毎年度、経常的に入ってくる歳入（分母）は、市税及び地方交付税が近年横ばい傾向にあり、平成28年度決算ではどちらも減少しています。

また、毎年度、経常的に支出が必要な歳出（分子）は、社会保障関係経費である扶助費が10年間で約1.7倍となり、歳出全体に占める扶助費の割合が府内で一番高い状況にあり、平成28年度決算でも大きく増加しています。さらに人件費については、減少傾向にあるものの、歳出全体に占める割合は、府内で3番目に高い状況となっています。

このように、経常収支比率の分母が減少する中、分子が増加しているため、経常収支比率が年々高くなる状況となっています。

【第3期中期計画（平成30年度～33年度）の財政見通し】

（単位：百万円）

区分		予算	見通し			
		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
歳入	一般財源	34,692	35,085	35,107	36,014	35,780
	市税	23,181	23,227	23,360	23,519	23,146
	地方交付税	6,890	7,220	7,164	7,223	7,344
	その他	4,621	4,638	4,583	5,272	5,290
	国府支出金	16,743	15,738	16,484	16,519	16,383
	市債（※1）	4,946	6,158	5,559	4,953	5,047
	うち臨時財政対策債	2,724	2,607	2,589	1,850	1,880
	基金繰入金	1,965	665	525	525	525
	財政調整基金	1,100	200	200	200	200
	減債基金	640	100	100	100	100
	その他特定目的基金	225	365	225	225	225
	その他	4,614	4,695	4,621	4,701	4,718
	合計	62,960	62,341	62,296	62,712	62,453

歳出	義務的経費	35,834	35,682	36,015	36,716	37,372
	人件費	11,944	11,850	11,980	12,130	12,022
	扶助費	18,041	17,834	18,298	18,774	19,262
	公債費（※1）	5,849	5,998	5,737	5,812	6,088
	投資的経費（※2）	5,084	5,372	5,624	5,597	4,476
	その他	22,042	22,334	22,803	22,889	23,398
	合計	62,960	63,388	64,442	65,202	65,246

（※1）借換分を含む

（※2）災害復旧費を含む

3. 行政改革の必要性

人口減少・少子高齢社会の進展や厳しい財政状況を鑑みると、今後ますます、本市を取り巻く状況は、厳しいものであると予測されますが、このような中においても、市民満足度を高め、市民福祉の維持・増進を図るとともに、このような状況だからこそ、夢と希望に溢れ魅力ある宇治市を築く未来への投資が必要となります。

したがって、職員一人ひとりの資質と意識のさらなる向上を図りながら、先を見据えた持続可能な財政構造の構築とともに、急速に変化する社会状況を的確にとらえ、将来の人口規模や人口構成を見据えた行政サービスの役割、質や量、そして提供主体などの見直し等、不断の行政改革に取り組むことが求められます。

第2章 第7次行政改革の基本方針

1. 基本指針

行政改革の着実な推進を図るため、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治運営の基本原則に立ち返り、宇治市第5次総合計画（計画期間：平成23年度～33年度）の基本構想に定められている「信頼される都市経営のまち」に基づき、「行政改革・適正な行政運営の推進」を基本指針とします。

2. 計画の期間

平成30年度から33年度の4年間とします。

※これまでの行政改革の計画期間は5年間としてきましたが、本市のまちづくりの施策を推進するためには行政改革の取組は重要であることから、まちづくりの最高指針である総合計画の中期計画にあわせて、4年間を計画期間とします。

3. 第6次行政改革における課題への対応

持続的な質の高い市民サービスの提供と魅力ある宇治市を築くために、行政改革の着実な実行が必要であるため、第6次行政改革における課題である進行管理手法や目標設定の見直しを図るとともに、より行政改革を推進するため、職員の意識改革に取り組みます。

さらに、不断の行政改革に取り組むため、計画期間中に目標を達成した項目の削除や新たな項目を追加できる仕組みとするとともに、進捗が遅れている項目については原因分析と課題の明確化を図り、取組の改善を進めるなど、スピード感を持って取り組めるよう、進行管理の仕組みの再構築を行います。

◆第7次行政改革における取組視点

- ★実効性を高める明確な目標設定
- ★スピード感のある取組の推進
- ★組織的な進行管理手法の再構築

4. 第7次行政改革の基本施策

持続的な質の高い行政サービスの提供とともに、魅力ある宇治市を築くために、これからの行政改革においては、行政運営の品質向上に加えて、持続可能な行財政運営の確立が今まで以上に必要であるため、限られた資源を効果的・効率的に活用できるよう、未来への投資の財源配分も考慮しながら、真に必要な事業を見定め、「選択と集中」を徹底し、最少の経費で最大の効果をあげられるよう事務事業の抜本的な見直しが必要となります。

さらに、今後ますます多様化・高度化する市民ニーズに対応するためには、職員一人ひとりの資質と意識のさらなる向上を図るとともに、効率的な組織体制を確立することが必要となります。また、行政はもとより、市民や団体等の理解も深めながら、多様な主体に公共の役割を担っていただくことが重要であり、行政は、市民やNPO、大学等各種団体と協働による取組を進める中で、それぞれの役割と責任を認識し、協力しながらまちづくりを進めることが必要となります。

これらを踏まえ、第7次行政改革では、次の4つを基本施策として、取組を推進します。

行政改革の4つの基本施策

基本施策1 行政運営の品質向上と効率化の推進

行政運営のさらなる品質の向上に加え、効率化を推進します。

基本施策2 持続可能な行財政運営の確立

計画的な財政健全化に向けた取組を推進します。

基本施策3 時代に即した組織体制の確立

行政課題に即応できる効果的・効率的な組織体制を構築します。

基本施策4 多様な主体との協働とまちづくりの推進

市民等との協働によるまちづくりを推進します。

第3章 第7次行政改革の施策体系

1. 施策体系

基本施策1	行政運営の品質向上と効率化の推進
--------------	------------------

具体的な 方策	1. 市民サービスの品質向上
	2. ICT利活用の推進
	3. 民営化・民間委託化の推進

基本施策2	持続可能な行財政運営の確立
--------------	---------------

具体的な 方策	1. 財政健全化の推進
	2. 抜本的な事務事業の見直し
	3. 新たな歳入創出と財源の確保

基本施策3	時代に即した組織体制の確立
--------------	---------------

具体的な 方策	1. 組織改革の推進
	2. 給与等の適正管理
	3. 人材育成の推進

基本施策4	多様な主体との協働とまちづくりの推進
--------------	--------------------

具体的な 方策	1. 市民参画・協働の推進
	2. NPO・大学等各種団体との協働の推進
	3. 公共施設等アセットマネジメントの推進

2. 取組概要

基本施策及び具体的な方策の取組概要は次のとおりとします。

基本施策1 行政運営の品質向上と効率化の推進

これまでの間、質の高い市民サービスを提供するため、全庁的な取組を進めていますが、今後ますます多様化・高度化する行政需要に対して、的確に対応するため、さらなる質の向上に向けた取組を促進します。

一方で、本市を取り巻く厳しい状況を踏まえ、民間のノウハウ等を活かし、市民サービスの質の向上と効率的な行政運営の双方の実現に向けて、積極的に民間活力の活用を進めます。また、ICT（情報通信技術）については、国においても利活用を促進されており、今後さらなる技術の進歩も予測されることから、行政運営の効率化の観点からも活用について研究・検討し、随時取組を進めます。

具体的な方策1 市民サービスの品質向上

市民の満足度を高めていくためには、サービスの量的拡大のみでは困難であり、すべての業務を通じて、サービスの質そのものを高めなければなりません。これまで取り組んできた接遇技術の向上や情報発信の充実など利用者の満足度に直結するサービスの質的向上は引き続き取り組みながら、市民がより利用しやすい窓口サービスの充実など、さらなる市民サービスの品質向上に向けた取組を進めます。

具体的な方策2 ICT利活用の推進

飛躍的に進歩しているICTについては、国においても利活用を促進されており、行政運営の新たな分野への活用も研究・検討をされています。

本市においても、事務処理の効率化やコストの縮減、市民の利便性の向上に向けて、個人情報保護や情報セキュリティ対策を講じながら、マイナンバーカードの活用を含めた行政運営全般におけるICTの導入について研究・検討し、随時取組を進めます。

具体的な方策3 民営化・民間委託化の推進

行政需要がますます増大することが見込まれる中、すべてを行政が担うことは困難であるため、行政が担うべき役割を見定め、民間企業等の専門性やノウハウを活用することによって、市民サービスの向上や経費削減、業務の効率化を図れるものは、行政の責務を果たすことを前提に積極的に民間委託を進める必要があります。したがって、これまで保育所の民営化、学校給食調理業務の民間委託、清掃業務の可燃ごみ収集・運搬業務の民間委託化などを進めてきましたが、今後も、窓口等の新たな業務を含めたあらゆる分野での可能性を検討し、民間活力の活用について取組を進めます。

基本施策 2 持続可能な行財政運営の確立

本市の財政状況は、市税収入の増加が見込みにくい中、地方交付税の先行きも不透明である一方で、社会保障関係経費や老朽化した公共施設等の更新経費など歳出の増加が見込まれ、さらに魅力ある宇治市を築く未来への投資も必要となり、今後4年間の財政見通しでは大幅な歳出超過を見込んでおり、ますます厳しい行財政運営が予想されます。

このため、持続的な質の高い市民サービスの提供と魅力ある宇治市を築くためには、健全で持続可能な行財政運営が必要となるため、歳入の確保や「選択と集中」による抜本的な事務事業の見直しなど、財政健全化に向けて目標を明確に定めた実効性のある計画を策定し、これまで以上に、計画的な財政健全化に向けた取組を進めます。

具体的な方策 1 財政健全化の推進

本市の財政状況は、経常収支比率が、98.8%と高い数値となっており、財政構造の硬直化はより一層進んでいるとともに、今後4年間の財政見通しでは大幅な歳出超過を見込んでおり、今後もますます厳しい行財政運営が予想されます。

一方で、市民ニーズは多様化・高度化する中、持続的な質の高い市民サービスの提供と魅力ある宇治市を築くためには、健全で持続可能な行財政運営が必要であり、将来を見越した取組を早期に実施し、信頼される都市経営のまちを目指すことが重要であるため、財政健全化に向けた計画を策定し、市債及び基金現在高の適正化をはじめ、財政収支の均衡を図りながら、先を見据えた計画的な財政健全化に向けた取組を進めます。

具体的な方策 2 抜本的な事務事業の見直し

持続可能な行財政運営を継続していくためには、増大する行政需要に対応して増加傾向にある歳出の見直しが不可欠です。したがって、社会状況の変化等を十分に踏まえ、すべての事務事業の必要性、有効性、効率性などについて検証・分析を行い、補助金や市単独事業の見直しなど、聖域なき抜本的な事務事業の見直しを進め、「選択と集中」による効果的・効率的な事業実施により、市民サービスを維持・向上しながら、歳出の削減を図ります。

具体的な方策3 新たな歳入創出と財源の確保

持続可能な行財政運営を継続していくためには、歳出の削減とあわせて、歳入の確保が必要です。このため、歳入の根幹をなす市税収入の増加に向けては、この間、進めている定住促進に向けた地方創生の取組をはじめ、産業活性化に向けた施策を充実させながら、これまで以上に取組を進めます。加えて、行政改革の取組として、公平・公正な観点からも市税や各種料金の収入率の向上や収納方法の充実に向けた検討のほか、受益と負担の公平性の観点から、使用料・手数料等については適宜見直しを図るとともに、新たな歳入創出のため、駐車場の有料化や有料広告事業の拡大など市有財産のさらなる有効活用について、検討を進めます。

基本施策 3 時代に即した組織体制の確立

地方公共団体では多様化・高度化する行政需要に対応することが求められています。これらの行政需要に的確かつ迅速に対応するため、職員一人ひとりの能力と市民サービスの担い手としての意識をより高める取組を進めます。さらに、本市の厳しい財政状況において、公民の役割分担を明確にし、民間活力を活用しながら行政課題に対し即応できる、効果的・効率的な組織体制の構築を図ります。

また、第6次行政改革では目標達成が厳しい状況である定員管理や給与の適正化などについても、改めて、市民理解を得られるよう、国の働き方改革の動向も注視しながら改革に取り組み、人件費の抑制に向けたより一層の取組を進めます。

具体的な方策 1 組織改革の推進

組織改革の推進については、社会状況の変化等に伴い、多様化・高度化する行政課題や市民ニーズに即応できるよう、柔軟で効率的な組織・機構の不断の見直しを進めます。

あわせて、職員の定員管理については、地方分権による権限移譲、制度改革や新たな行政需要に伴う業務などの事務量も踏まえる中で、行政が真に担うべき役割を見定め、様々な分野での民間委託化の検討を行うとともに、事務事業の抜本的な見直しと一体的に見直しを行うなど、今年度策定する「第4次宇治市職員定員管理計画」に沿って、適正な定員管理を進めます。

具体的な方策 2 給与等の適正管理

給与制度については、職務・職責を重視した勤務実績・人事評価が適切に反映される仕組みを検討するとともに、給与水準を示す指標の一つであるラスパイレス指数が高い状況になっていることから、市民理解を得られるように、府内各市及び全国類似団体等の状況を踏まえながら、給与の適正化を図ります。

また、長時間の時間外勤務は職員の活力低下や健康障害を起こす要因となり、職務の能率低下が行政運営に影響を及ぼすため、変形労働時間制の導入をはじめ勤務体系の見直しなど新たな取組を検討し、継続的に時間外勤務の縮減に努めます。あわせて、振替休日の取得についても振替制度の内容の周知とともに、引き続き制度活用の徹底を図り、振替率の向上を図ります。

具体的な方策3 人材育成の推進

地方分権が進む中、地方自治体は、地域の実情にあった施策を自らの責任で決定・実施することが求められています。また、市民ニーズが多様化・高度化する中、これに的確に対応することも求められています。このため、社会環境の変化や市民の意識変化をしっかりと把握し、長期的かつ多面的な視野を持ち、新しいまちづくりに向けた高い意識と政策形成能力が職員には必要となるため、「宇治市職員人材育成基本方針」に基づき、「人事制度」「職員研修」「職員の健康管理」、さらに良好な「職場風土」の醸成を有機的に結びつけ、人材への投資を行いながら、企画立案力と実行力のある人材など、将来の宇治市を担う人材の育成に努めます。また、さらなる行政改革の取組に向けて、職員の意識をより高める取組を進めます。

基本施策 4 多様な主体との協働とまちづくりの推進

多様化・高度化する行政課題のすべてを行政のみで解決することは困難であり、多様な主体が公共の役割を担っていただくことが重要となるため、市民ニーズに応え、満足度を高めていくために、行政と市民やNPO、大学等との協働により地域の課題に取り組むことが今まで以上に求められます。

したがって、公共施設等アセットマネジメント等、将来のまちづくりをしっかりと見据え、市民との協働をさらに推進し、地域コミュニティの活性化に向けて支援するとともに、それぞれの役割と責任を認識しながら、持続的に発展する魅力ある宇治市を築くため、市民が参画する機会を確保して、市民とともに、まちづくりを進めます。

具体的な方策 1 市民参画・協働の推進

多様化・高度化する行政課題に的確に対応するためには、市民と行政が課題に対する共通認識を持ちながら連携を深めるとともに、多様な主体に公共の役割を担っていただくことが重要となります。また、人口減少・少子高齢社会の進展が見込まれる中、地域の絆や共助の取組の重要性が高まっており、地域コミュニティの活性化と市民参画・協働の推進は、これからのまちづくりにおいても、必要不可欠なものとなります。

したがって、これまで以上に地域コミュニティの活性化に向けた支援等に取り組むとともに、市民と行政のパートナーシップによる魅力的なまちづくりを進めます。また、これらを実現するため、職員の市民参画・協働の取組に対する意識の醸成を図ります。

具体的な方策 2 NPO・大学等各種団体との協働の推進

NPOとは、乳幼児全戸訪問や地域子育て支援拠点をはじめ様々な分野で行政サービスの担い手として活動されるなど、協働の取組を進めています。また、大学とは、包括連携協定を締結し、これまでの間、地域コミュニティの活性化や宇治学副読本の取組、理数系教育の底上げを図る小中学校への出前授業の実施など様々な分野で協働の取組を進めています。

今後においても、NPOや大学をはじめ各種団体、民間企業と行政が連携を深めながら、役割分担を明確にし、様々な分野で協働できる関係を構築し、より一層の協働によるまちづくりを進めます。

具体的な方策3 公共施設等アセットマネジメントの推進

公共施設等は、市民サービスの向上を図るため、様々なニーズに応じて整備してきましたが、人口減少・少子高齢社会の進展による人口構造の変化や多様化する市民ニーズにより、公共施設等に求められる機能が変わっているとともに、建設から相当の年数が経過し、今後、大規模な改修や建替えに多くの費用が必要となることを見込まれます。

このため、「宇治市公共施設等総合管理計画」に基づき、時代に即した公共施設の役割の見直しとともに、「選択と集中」の考えのもと、更新・統廃合・長寿命化等や、利用料金制導入、新たな公募施設の検討など指定管理者手法等の見直しも含めた適切な方法による施設の管理運営など、市民の財産である公共施設等について、将来のまちづくりを見据えながら、次の世代に負担を残さないよう、公共施設等アセットマネジメントを推進し、市民参画・協働によるまちづくりを進めます。

第4章 第7次行政改革の推進

1. 実施計画の策定

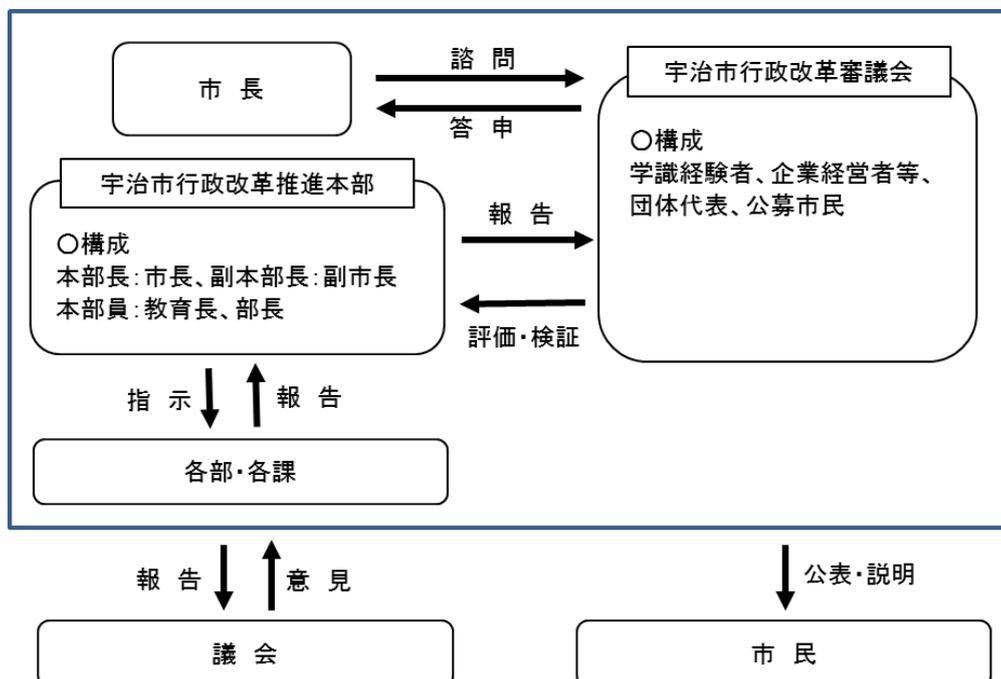
第7次行政改革の着実な推進に向けて、大綱で示す基本施策及び具体的な方策を実現するため、具体的な取組とその実施時期等を定める実施計画を策定します。

なお、実施計画では実現性を高めるとともに適切な進行管理を行うために、効果的な目標設定として、計画の達成度を客観的に評価できるように数値化を図るとともに数値化が困難な取組についても、実施内容や実施時期を年次的に明確に示します。

2. 推進体制

推進体制としては、行政改革を着実に実行するため、本部長の市長をはじめ、副市長、教育長及び全部長で構成する宇治市行政改革推進本部会議を中心に進行管理を行い、全庁的な取組として行政改革を推進します。また、同推進本部において、現在も実施している取組実績を基本とした進捗管理に加え、毎年度、年度当初に前年度実績を踏まえて、取組内容の確認・見直しを行うなど、PDC Aサイクルにおける評価(Check)及び改善(Action)の強化を図り、行政改革の実現性を高めます。

あわせて、毎年度の行政改革の進捗状況については、宇治市行政改革審議会に報告し、評価・検証をいただくとともに、議会への報告、ホームページ等で公表することにより広く市民に説明します。



参考資料

1. 第7次行政改革大綱等の主な策定経過

年月日	事項	内容
平成29年 6月9日	宇治市行政改革推進本部 会議（第1回）	・第7次行政改革の基本方針
6月22日	市議会総務常任委員会	・第7次行政改革の基本方針
7月10日	宇治市行政改革審議会 （第1回）	・諮問 ・第7次行政改革の基本方針
9月1日	宇治市行政改革推進本部 会議（第2回）	・第6次行政改革実施計画の取組状況（案） ・第6次行政改革の中間総括等
9月11日	宇治市行政改革審議会 （第2回）	・第6次行政改革実施計画の取組状況（案） ・第6次行政改革の中間総括等
10月2日	市議会総務常任委員会	・第6次行政改革実施計画の取組状況（案） ・第6次行政改革の中間総括等
10月19日	宇治市行政改革推進本部 会議（第3回）	・第7次行政改革に関する方策について（案）
10月25日	宇治市行政改革審議会 （第3回）	・財政見直し ・第7次行政改革に関する方策について（案）
11月14日	市議会総務常任委員会	・財政見直し ・第7次行政改革に関する方策について（案）
11月27日	宇治市行政改革推進本部 会議（第4回）	・第7次行政改革に関する方策について（案）
11月29日	宇治市行政改革審議会 （第4回）	・第7次行政改革に関する方策について（案）
12月5日	宇治市行政改革審議会	・答申
12月7日	宇治市行政改革推進本部 会議（第5回）	・第7次行政改革大綱（初案）
12月15日	市議会総務常任委員会	・第7次行政改革大綱（初案） ・パブリックコメントの実施
12月25日	パブリックコメント実施 （～1月24日）	・意見提出者数6人、意見数15件
2月7日	宇治市行政改革推進本部 会議（第5回）	・第7次行政改革大綱 ・第7次行政改革実施計画

年月日	事項	内容
3月5日	市議会総務常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果 ・第7次行政改革大綱 ・第7次行政改革実施計画

2. 宇治市行政改革審議会設置条例

○宇治市行政改革審議会設置条例

昭和60年7月6日

条例第20号

(設置)

第1条 本市は、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として、宇治市行政改革審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の行政改革大綱策定及び行政改革推進に必要な事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、行政改革主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初の審議会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則(平成12年条例第28号)抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

3. 宇治市行政改革審議会委員名簿

	氏名	役職等
1	いのうえ いちろう 井上 一郎	京都産業大学 名誉教授
2	きたむら かずお 北村 和生	立命館大学 法科大学院 教授
3	にしむら けんいちろう ◎西村 健一郎	京都大学 名誉教授
4	いとう ひろこ ○伊藤 弘子	マイクロ（株） 取締役会長
5	うちら ちかまさ 内良 親正	（一社）宇治青年会議所 副理事長
6	おち よしこ 越智 よし子	越智社会保険労務士事務所 社会保険労務士
7	さとう ゆうじ 佐藤 雄二	山崎製パン（株）京都工場 工場長
8	ただ ひろみ 多田 ひろみ	宇治市女性の会連絡協議会 会長
9	にしむら てつや 西村 徹也	連合京都南山城地域協議会 事務局長
10	ひぐち しろう 樋口 始郎	樋口鋳泉（株） 代表取締役会長
11	ながおか かずまさ 長岡 一正	市民公募委員
12	よしとみ ゆうすけ 吉富 佑亮	市民公募委員

敬称略、◎委員長、○副委員長